

# Credit Card Surcharge and Cash Discount : Comparative Study to American Legislation

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/17732">http://hdl.handle.net/2297/17732</a>

## クレジット・カード使用手数料の上乗せと現金割引 — アメリカにおける立法を参考として —

尾 島 茂 樹

- 一 問題の所在
- 二 アメリカにおける立法の展開
- 三 若干の検討
- 四 まとめ

### 一 問題の所在

クレジット・カード（以下、とくに他のカードとの区別を明確にするとき以外は、単に「カード」という）を使用して商品・サービス（以下、単に「商品」という）を購入する際の仕組みは、おおむね次の通りである。すなわち、まず、カードを使用しようとする者は、カード会社と契約を締結し（カード会員契約）、カード会員となる必要がある、カードを使用して商品を販売しようとする者は、カード会社と契約を締結し（加盟店契約）、加盟店となる必要がある。そして、カード会員が加盟店で商品を購入する際にカードを提示すると、加盟店はカード会員からの現金支払いなしに商品をカード会員に引き渡し、加盟店はその購入代金をカード会社に請求し、カード会社は加盟店に購入代金を支払う。後に、カード会員は購入代金をカード会社に支払う。

ところで、加盟店契約によれば、カード会社から加盟店に支払われる購入代金は、通常、商品の購入代金全額

ではなく、一定の割合が加盟店手数料として差し引かれた額である。より具体的には、いわゆる一括払い方式では、たとえば次のようになる。すなわち、カード会員が加盟店で一万円の購入をしたとする。加盟店はカード会社に対しカードによる一万円の購入があった旨の伝票を送付する。カード使用が正規のものであれば、カード会社は、加盟店手数料四パーセントを差し引き、加盟店に購入代金として九千六百元を支払う。カード会員は、期限までにカード会社に一万円を支払う。差額の四百円がカード会社の利益となる。このように、カードが使用されると加盟店手数料が差し引かれるため、加盟店は売却代金を全額回収できるわけではないのである。

加盟店手数料の存在は、まず、次のような問題を提起する。たとえば、先の事例で、一万円の商品を、一人はカードで、もう一人は現金で購入したとしよう。購入者として両者が支払うのはそれぞれ一万円であるけれども、加盟店が受け取るのは、現金購入者から一万円とカード会社から九千六百元であり、現金購入者は、実は、九千六百元で購入できる（かもしれない）商品に一万円を支払っているとはいえないか。いいかえれば、カード・システムの運用コストをその使用者ではない現金購入者が負担していることになるのではないか、という問題が生ずる。

また、加盟店手数料の存在は、さらに次のような問題を生じさせる。すなわち、先の事例で、加盟店は、カードを使用して商品を購入しようとする者に対し、現金で購入すれば、九千八百円に割り引くと申し出ることが考えられる。加盟店としては同じ商品売って二百円収入が増え、購入者としても二百円割り引かれて支出が減る。このような割引で「損害」を被るのは、カードが使用されず、加盟店手数料を失ったカード会社である。

逆に、加盟店は、加盟店手数料をカード使用者に転嫁するため、カード使用者の購入価格にカード使用手数料を上乗せすることも考えられる。すなわち、先の事例で、たとえば、加盟店は、カード使用者に対し、カードを使用するのであれば、代金を一万四百円（四百円がおおむねカード使用手数料に相当する）にすると申し出るの

である。かりに、なおカードが使用されれば、加盟店手数料は実質上カード会員が負担することになり、カード会員がカードの使用をやめ現金で購入すれば、加盟店手数料の負担がなくなるから、加盟店がこのようにするインセンティブがあるのである。

ところで、現金割引はカード会社の収入を減少させ、カード使用手数料の上乗せはカード使用者に不測の負担を生じさせ、カードのイメージを損なうことがある。そこで、わが国のカード実務では、加盟店契約において、加盟店はカード会員とその他の顧客(たとえば、現金で購入する客)を差別してはいけないという条項を定め(以下、「カード会員とその他の顧客の差別禁止条項」という)、現金割引とカード使用手数料の上乗せを禁じているのが通常である。しかしながら、このようなわが国の実務が、先に見たように、カード・システムの運用コストの負担という点で問題があるのではないか、また、事実として、一部の加盟店がカード使用手数料の上乗せを行っている<sup>(3)</sup>と評価できる点をいかに考えるべきか、問題があるといえる。<sup>(4)(5)</sup>

この問題に関し、従来、わが国ではほとんど議論がなされていない。<sup>(6)</sup>そこで本稿は、この問題に関し、立法のあるアメリカにおける議論を参考として、この問題を検討するのを目的とする。<sup>(7)</sup>

## 二 アメリカにおける立法の展開

アメリカの連邦法におけるカードの規制は、当初、開示規制を中心としていた。すなわち、カードを含む消費者信用制度を対象として一九六八年に立法された「貸付真実法」(Truth in Lending Act)<sup>(8)</sup>は、信用にかかる費用(以下、「信用費用」という)を消費者に対し明確に開示することにより消費者信用制度の適正化をはかることを目的としている。開示規制との関連では、加盟店により現金割引がなされる場合に、その割引分がカード使用者に対しては隠された信用費用になると消費者団体が主張した点が注目される。<sup>(9)</sup>この点について、貸付真実法の

立法当初は明確でなかったが、一九七四年の改正で、五パーセントを超えない範囲で原則として信用費用（の一部）である金融料（Finance charge）とはならないとして明確化され、一九八一年には五パーセントの制限が削除され、現在に至っている。<sup>(12)</sup>

ところで、当初は、アメリカにおいても現在のわが国と同様に、「カード会員とその他の顧客の差別禁止条項」が加盟店契約に定められ、現金割引（cash discount）とカード使用手数料の上乗せ（surcharge）が禁じられるのが一般であった。<sup>(13)</sup>しかし、カード・システムの運用コストはカード使用者が負担すべきであり、カードを使用しない者によって負担されるべきではないのとの理由により、一九七四年の改正で、加盟店が現金割引することを禁ずる条項を、カード会社が加盟店契約に定めることが禁じられた。<sup>(14)</sup>さらに、一九七六年の改正では、消費者団体が主張する現金割引促進のため、三年の時限立法で、加盟店によるカード手数料上乗せが禁じられた。<sup>(15)</sup>この改正は、一九七九年と一九八一年に延長されたけれども、一九八四年二月に期限切れとなり、現在は存在しない。<sup>(16)</sup>期限切れとなる際には、カード手数料上乗せ禁止を廃止する議案と、それを恒常化する議案の両者が議会に提出されたが、いずれも可決のための十分な支持者が得られないまま、法律の期限を迎えた。<sup>(17)</sup>カード手数料上乗せ禁止を廃止すべきとする議論は、そもそもこの法律の目的がカード・システムの運用コストを現金客に負担させるべきでないという点にあったと指摘し、現金割引とカード手数料上乗せが経済的にまったく同じものであるとの理由により、現金価格から五パーセントの差の制限内で手数料上乗せも認めるべきだとした。<sup>(18)</sup>他方、カード手数料上乗せ禁止の期限を廃し、恒常化すべきとする議論は、カード手数料上乗せ禁止が、現金客、及びカード使用者の両者の利益になるという理由に基づいていた。<sup>(19)</sup>

また、後に、第九九回議会下院において、カード手数料上乗せを禁止する法案を再制定するための動きもあったが可決されるには至らなかった。<sup>(20)</sup>そして、このような連邦法の状況により、州によっては独自にカード手数料

上乗せを禁ずる立法を行っている。<sup>(27)</sup>

以上のような貸付真実法の立法の変遷に関連して、次のような問題点が指摘されている。

まず、現金割引に関し、「五パーセント条項」が削除されたことは、いかなる割合の割引であつても金融料とはならないことを意味し、加盟店が、現金割引がなされたかのようにみせかけるため、意図的にカード使用の場合の商品価格をつりあげることが考えられると指摘される。<sup>(28)</sup>ただし、このような売り方は州法に違反する可能性があるといわれている。<sup>(29)</sup>

そして何よりも重要な問題は、何が「割引」で何が「手数料上乗せ」か、不明確である点であると指摘されている。法律上、両者は「標準価格 (regular price)」を元に定義される。<sup>(30)</sup>すなわち、「割引」とは、「標準価格」からの減額 (reduction) を意味し、「手数料上乗せ」とは、現金客等には課されない標準価格の引き上げ (increasing) のすべてを意味する。<sup>(31)</sup>しかし、「標準価格」が、経済状況により加盟店の自由に決定できるものとすれば、「標準価格」自体がかなり曖昧なものとなる。<sup>(32)</sup>議会と連邦準備制度理事会は、この点につき十分理解しながら、加盟店の価格設定の自由を制限しようとはしなかった。すべての法律は、「標準価格」とは売主 (merchant) が標準価格として表示した価格であるとしている。<sup>(34)</sup>

このような「標準価格」及び「割引」と「手数料上乗せ」の曖昧さにより、州法によりカード手数料上乗せ禁止を規定している州では、重大な問題が生ずる。すなわち、ある行為が「割引」に該当すれば合法だが、「手数料上乗せ」に該当すれば違法となるからである。<sup>(33)</sup>これに関しては、ニュー・ヨーク州において、売主に対しカード手数料上乗せを禁止する一方で現金割引を認める法律は、デュー・プロセスを根拠として無効だと判断され、被告人が無罪とされた事例がある。<sup>(36)</sup>

また、かりに州法がカード手数料上乗せを禁じていないとしても、それが貸付真実法の開示対象となる限り、

「消費者が商品またはサービスの購入につき義務を負う前に」、加盟店はカード手数料上乗せについて開示しなければならぬとされている。<sup>(38)(39)</sup>

さらには、カード会社は一般的にカード手数料を好まず、それが禁じられることを好むだろうから、カード会社は合法的に加盟店契約によつてカード手数料上乗せを禁じることができ、その理由は、貸付真実法一六六六f条(a)によりカード会社が加盟店契約に規定するのを禁じられているのは、割引の禁止であつて、カード手数料上乗せではないからであるとの指摘もある。<sup>(40)</sup>

いずれにしても、カード手数料上乗せの禁止の法律が期限切れになつたことは、直ちに現金割引とカード手数料上乗せを同様に扱ふことを意味しないことは明確であり、この問題の曖昧性を明確にするため、カード手数料上乗せの禁止を再度考慮すべきだという主張もある。<sup>(41)</sup>

### 三 若干の検討

検討に入る前に、わが国とアメリカのカード及び現金を取り巻く社会状況について比較・確認しておく必要がある。まず、第一に、アメリカにおいては、現金の所持が危険だとされ、<sup>(42)</sup>それに伴いカードの使用がかなり促進されている。たしかに個人用小切手(パーソナル・チェック)がほぼ現金同様に使用できるから、現金を所持しなくともよいともいえるが、便利さはカードに劣り、また個人用小切手は不渡りの可能性もある。また、現金の所持が危険なゆえに、アメリカでは、デビット・カードの普及がわが国に比べすすんでいるが、いまだクレジット・カード程の普及はない。アメリカにおいて消費者がカードを使用して商品を購入するのが日常である現実には、必然的に、現金客の減少を意味する。おそらくは、商品購入の際には、現金による支払いより、クレジット・カードによる支払いの方が多数であるといえるのではないだろうか。

これと比較して、わが国においては、商品購入の際、依然として現金による支払いが日常的であるといえる。カードによる支払いと比べ、現金による支払いの方が多数である点で、わが国とアメリカは異なるといえよう。

第二に、アメリカにおいては、先に述べたカードの普及に伴い、商店の加盟店化がかなり促進され、カード会社の加盟店でない商店はほとんどない状況にあるといっても過言ではない。これは次の理由によるものと考えられる。すなわち、消費者は多額の現金を所持しないから、何らかの別の支払い手段を必要とする。それにはまずカードが考えられる。したがって商品購入者はカードでの支払いを望むが、商店が加盟店でなければカードでの支払いを受け入れられない。すると、消費者は別の商店で商品購入をしてしまう。これを避けるために、商店はカード会社の加盟店になっておく必要があるのである。また、これにより、カード会社による加盟店への統制力は強まるものと考えられる。なぜならば、カード会社は加盟店契約違反を行う加盟店を自社の加盟店から排除することにより当該加盟店に経済的打撃を与えることが可能であり、逆に、加盟店は加盟店契約を遵守するだろうからである。<sup>(4)</sup>

これと比較して、わが国においては、商店にとってカード会社の加盟店になっているメリットは、アメリカにおける程、大きくはない。購入者は現金で支払えるからである。たしかに数年前までは、カード会社が苦勞して自社の加盟店を「開拓」している状況であった。このような状況下では、かりにカード会社が加盟店の加盟店契約違反を知っても、簡単には加盟店契約を解除できないだろう。苦勞して「獲得」した加盟店を失うことになるからである。本稿の最初に述べたとおり、現在、わが国においては現金割引もカード手数料上乗せも「カード会員とその他の顧客の差別禁止条項」によって禁じられているけれども、現実(15)にそれらが存在する事実は、アメリカにおける加盟店との比較で、わが国における加盟店の相対的に高い地位を表しているといえよう。

さて、以上のような状況の相違も考慮に入れつつ、わが国におけるカード使用に関わる現金割引とカード手数料



料上乘せをいかに考えるべきだろうか。第一に、アメリカにおける立法の際に論じられた理由、すなわち、カード・システムの運用コストはカード使用者のみが負担すべきであつて、カード使用者以外が負担すべきでないという点については、同意すべきだと考える。なぜならば、まず、カード・システムの存在によつて当然に商品の価格が上昇しており、この上昇分を当然に現金客が負担するのは不公平であるからである。また、カード・システムのコストに関し外部不経済が生じていると、カードの使用頻度が最適水準を超えてしまう。経済全体から見た経済的効率性を達成するためには、カードの使用頻度は最適水準とされなければならない。そのためには、カードの使用に関わるコストはすべて内部化されなければならないのである。

そうだとすれば、現在、わが国における加盟店契約で通常定められている「カード客とその他の客の差別禁止条項」は撤廃されるべきであり、カード会社が自主的に撤廃しないのであれば、<sup>(46)</sup>アメリカのように法律で禁止する必要がある。先に見たとおり、社会全体から見てアメリカよりカードの使用頻度が低いわが国では、現金客に対する不公平是正のため、この必要性はより高いといえるだろう。

第二に、それでは、カード・システム運用コストの内部化のため、いかなる手段が採られるべきだろうか。たしかに先に見たとおり、「標準価格」に基づく定義による「割引」と「手数料上乘せ」との相違は、「標準価格」自体が流動的であり、曖昧だともいえよう。しかし、結局は、これらの定義では、それと異なることが明示的に表示されている場合を除き、「購入者が当該商品の価格だと認識し、または認識すべき価格」から減額されれば「割引」であり、増額されれば「手数料上乘せ」であるとの再定義が可能である。このように考えれば、「現金割引」と「カード手数料上乘せ」は明確に区別できる。刑事法<sup>(47)</sup>である限り、罪刑法定主義の問題から逃れることはできないが、十分に「罪となる行為」が確定可能であると考える。このことは、アメリカにおいて、期限切れになつたとはいえ、いったんはこのような連邦法が制定され、またいくつかの州において同様の立法が現在でも

なされていること<sup>(48)</sup>によっても理由づけられると考える。

そこで、カード・システムの内部化手段としての「現金割引」と「カード手数料上乗せ」の両者を比較してみよう。まず、たしかに両者は経済的に同一性を有するともいえるが、「カード手数料上乗せ」は、現金価格である旨の明示の表示等がない限り、購入者が期待した価格と比べ、カードで支払う際に不測の増額がなされる点において不当であるとはいえないか。支払いの段階で、購入者が購入を決断した価格より予想外に高額を請求される結果となるのである。<sup>(49)</sup>これが望ましいとは思えない。たとえば、アメリカの訴訟にあらわれた事実では、ガソリンスタンドでガソリン代をカードで支払う際、一ガロンあたりの価格が表示されている価格より五セント高いとわかったカード客と店員が押し問答をしている。<sup>(50)</sup>また、カードに対するイメージの維持という点でも、カード会社にとって望ましくないだろう。

これに対し、「現金割引」は、アメリカでも議論されているとおり、現金客とカード客の両者の利益につながり、この点が重視されなければならないと考える。結局、カード・システムの運用コストの内部化手段としては、「現金割引」の促進がもつとも望ましいといえるだろう。たしかに、先に見たとおり、これは、購入者、加盟店の利益を導き、カード会社の不利益を導く結果になる。しかし、カード会社は、「カード会員とその他の顧客の差別禁止条項」が、現金客に対していわれないコストを課す結果になる事実を認識し、「現金割引」による不利益を甘受すべきであると考ええる。

さて、それでは、「現金割引」と「カード手数料上乗せ禁止」を、いかにして実現すべきだろうか。まず、現在、わが国においては、「現金割引」及び「カード手数料上乗せ禁止」が「カード会員とその他の顧客の差別禁止条項」を通じて加盟店契約で禁じられているにもかかわらず、事実上、「カード手数料の上乗せ」が存在していると評価できる。先に見たとおり、カード会社の地位がアメリカに比べ、事実上、相対的に低いわが国では、

加盟店に対するカード会社の統制力が低いからである。そこで、これを加盟店契約によって実現することには期待できない。

そうだとすれば、まず、「カード手数料上乗せ禁止」については、アメリカでも連邦法において後に期限切れとなったものの、いったんは立法され、また現在も多くの州法で立法されているように、わが国でも、加盟店に対し「カード手数料上乗せ」を禁ずる立法を行う必要があると考えられる。

次に、「現金割引」については、現在、加盟店契約において「カード会員とその他の顧客の差別禁止条項」が置かれているのが通常であり、先に見たとおり、その撤廃はカード会社の不利益だから、カード会社による自主的な撤廃は期待できない。また、加盟店契約に「カード会員とその他の顧客の差別禁止条項」が存在したまま、契約違反を加盟店に促すことはできない。結局、現金割引の実現のためには、カード会社に対し、加盟店契約において「カード会員とその他の顧客の差別禁止条項」を定めることができないよう立法をする必要があると考えられる。

結局、アメリカで、連邦法においてカード手数料上乗せが立法されていた一九七六年から一九八四年までの立法の状態、及び連邦法の期限切れ後には独自に州法においてカード手数料上乗せを禁じている州では、現在の立法の状態、すなわち、現金割引を禁ずる条項をカード会社が加盟店契約に定めてはならないという立法と、加盟店がカード手数料を上乗せしてはならないという立法の両者が、わが国の立法に求められているといえるのである。

#### 四 まとめ

わが国では、従来、カード・システムをめぐるコスト負担のあり方と法制度の関係について十分に議論がなさ

れてきたとはいえない。否、わが国においては、コスト負担一般に関する認識がアメリカほど鮮明ではないのではないだろうか。すなわち、本来コストを負担すべきでない者にコストを負担させることについての考え方が、わが国とは異なるといえようか。先に述べたように、物事の最適水準維持のためには、コストの内部化、少し大雑把にいえば受益者負担の考え方が重要なのである。

本稿では、結局、現在のアメリカの多くの州で採用されている法制度をわが国でも採用すべきだと主張した。本稿における提案を端緒に、カードをめぐるコスト負担のあり方に関する議論がなされれば、幸いである。

(1) この割合は、カード会社と加盟店の力関係によって決定される。通常、二パーセントから五パーセント程度とされている。

(2) 現在では、多くの場合、この手続きはオン・ラインで行われ、ペーパー・ベースの伝票は使われない。

(3) たとえば、一部のガソリンスタンドでは、現金客とカード客で一リットルあたりの単価が異なる。これは、カード客に加盟店手数料を負担させるためのカード使用手数料の上乗せ(後に見るように、見方によっては、現金割引(注四五参照))が行われているからである。

(4) これに関連して、独占禁止法上の問題点を指摘されている。Dennis W. Carlton & Alan S. Frankel, *The Antitrust Economics of Credit Card Networks*, 63 ANTITRUST L. J. 643 (1995).

(5) 本稿では、問題の所在をわが国の状況に合わせて説明したが、おもに銀行がカードを発行するアメリカでは、四者間取引が一般的である。この仕組みについては、Carlton & Frankel, *supra* note 4 at 647-649. なお、以下では、わかりやすくするため、アメリカに関する部分でも、カード発行者を「銀行」とはせず、「カード会社」という。

(6) 私は、以前、これに関連して問題点を指摘したことがある。尾島茂樹「公序良俗違反の契約とクレジット契約」クレジット研究二号二九頁注(29)(一九八九年)参照。

なお、念のため付け加えれば、多くのカード契約で行われているいわゆる「カード会員割引」の類は、ここで扱う問題とはまったく無関係である。「カード会員割引」はカード会員獲得戦略の一環として行われているものであり、コスト負担とはまったく無関係であるからである。

(7) 後にみるように、本稿で扱う立法は規制立法であり、広い意味で刑事法の分野に属する。これに対し私の専門は民事法であり、本来、刑事法は研究対象ではない。しかし、本稿で取り上げた立法がカード会社と加盟店との間の契約、すなわち加盟店契約となつてゐることから、従来、私が検討対象としてきた「クレジット・カード法」の一環として検討しようと考えた。本稿の検討では、一部、「罪刑法定主義」にかかわる部分もあり、刑事法からの十分な検討も欠かせないだろうが、不十分ながら一応の結論を示している。このような事情を十分了解いただいたうえ、忌憚ないご批判をいただければ、幸いである。

(8) Pub. L. 90-321, 82 STAT. 146 (1969).

(9) Ralph J. Rohner & Fred H. Miller (Updated by Timothy P. Meredith), *Substantive Right of Credit Cardholders and Open-End Account Holders*, in RALPH J. ROHNER & FRED H. MILLER, *TRUTH IN LENDING* 730 (2000).

(10) Pub. L. 93-495, 88 STAT. 1500, 1515 (1976).

(11) 加盟店手数料のパーセンテージを考慮した割合とされた (Rohner & Miller, *supra* note 9 at 731)。

(12) *Truth in Lending Act* § 167(b), 15 U.S.C.A. § 1666 (fb). 試訳「すべての売買取引に関し、現金、小切手、またはオープン・エンド・クレジット・プランもしくはクレジット・カードの使用を伴わない他の手段による支払いをさせる目的で売主により申し出られた標準価格からのすべての割引は、その割引が買主として見込まれるすべての者に対し申し出られ、かつその利用可能性がわかりやすく、かつ目に付きやすく開示されていれば、この節の一六〇五条の下で決定される金融料 (finance charge) を構成しない。」

なお、一部、本文で述べたように、一九七四年の改正では、五パーセントを超えない範囲の割引のみが対象とされた点や、オープン・エンド・クレジットへの言及がないなどの点で条文が異なつたが、一九八一年の改正により現在のように改められた (Pub. L. 97-25, 95 STAT. 144 (1982))。この改正については、*The Cash Discount Act, the Fair Credit Practices Act: Hearing on H.R. 6928 & H.R. 7038 Before the Subcommittee on Consumer Affairs of the Committee on Banking, Finance and Urban Affairs, House of Representatives 96th Congress 2d Session (1980)*; *Cash Discount Act and National Consumer Usury Commission: Hearing on H. R. 7340 Before the Subcommittee on Consumer Affairs of the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, United States Senate 96th Congress 2d Session (1980)*; *The Cash Discount Act: Hearing on H.R. 31 Before the Subcommittee on Consumer Affairs and Coinage of the Committee on Banking, Finance and Urban Affairs, House of Representatives 97th Congress 1st Session (1981)*; *Cash Discount Act: Hearing on S. 414 Before the Subcommittee on Consumer Affairs of the Committee on Banking, Housing, and Urban Af-*

*fair*, United States Senate 97th Congress 1st Session (1981)参照。これらによれば、「五パーセント条項」の削除の目的は、現金割引の促進にあるところである。

ところで、この条文に見られるように、貸付真実法は現金と小切手を並列的に同様に扱っている。しかし、厳密にいえば、小切手の換金にもコストがかかるため、まったく現金と同様とはいえない。そこで商店によっては、現金価格、小切手価格、カード価格という三重価格設定を行うことがある(BOARD OF GOVERNORS OF THE FEDERAL RESERVE SYSTEM, CREDIT CARD IN THE U.S. ECONOMY: THEIR IMPACT ON COSTS, PRICE, AND RETAIL SALES 74 note 3 (1983))。しかし、本稿では、貸付真実法の規定に従い、小切手を含む現金類似手段とカードを対比する。

(13) *Hearing on H.R. 7340, supra note 12 at 21* (Statement of Leonard F. O'Conner); Rohner & Miller, *supra note 9 at 730*, 加盟店契約における現金割引禁止条項の存在を前提として、その条項の存在及びその排除の経済的意義を検討するものとして、「THOMAS RUSSELL, THE ECONOMICS OF BANK CREDIT CARDS 72-81 (1975). また、現金割引の経済的意義を検討する文献として」Charles A. Ingene & Michael Levy, *Cash Discounts to Retail Customer: An Alternative to Credit Card Sales*, 46 J. OF MARKETING 92 (1982).

(14) BOARD OF GOVERNORS OF THE FEDERAL RESERVE SYSTEM, *supra note 12 at 69*, カード・システムの維持にコストがかかり、かつ現金による支払いとカードによる支払いで商品が同価格で売られるとすれば、当然に、現金による支払いのみによって商品が売られる場合に比べ、商品の価格が高くなる (RUSSELL, *supra note 13 at 73*)。

(15) Pub. L. 93-495, 88 STAT. 1500, 1515 (1976).

(16) *Truth in Lending Act §167(a)*, 15 U.S.C.A. §1666(a). 試訳「売主がカード発行者でない売買取引において信用の支払い猶予のために使用されるクレジット・カードに関して、カード発行者は、契約によると否とを問わず、クレジット・カードの使用ではなく現金、小切手、または類似の他の手段によりカード所持者に支払いをさせるため、その売主がカード所持者に対し割引を申し出ることを禁じてはならない。」なお、この条文は、現在に至るまで修正されていない。

(17) Pub. L. 94-222, 90 STAT. 197 (1978).

(18) 当初の失効日は、一九七九年二月二七日であった。

(19) 改正時の *Truth in Lending Act §167(a)* (2), 15 U.S.C.A. §1666(a) (2)。試訳「売買取引におけるすべての売主は、現金、小切手、または類似の手段の支払いに代えてクレジット・カードの使用を選択したカード所持者に対し手数料の上乗せを課してはならない。」後にもみるように、この条文は、現在は存在しない。

(20) Pub. L. 95-630, 92 STAT. 3641, 3713 (1980)。一九七六年改正の失効日は一九八一年二月二七日と規定された。

(21) Pub. L. 97-25 .95 STAT. 144 (1982). 一九七六年改正の失効日は一九八四年二月二十七日と規定された。

(22) ただし、カード使用料上乘せは、貸付真実法の開示対象である金融料に該当し、また州がその割合を規制する利息もしくは金融料に該項に俾せ (Rohner & Miller, *supra* note 9 at 731 note 212 ㉞)。 Ralph J. ROHNER & FRED H. MILLER, "TRUTH IN LENDING 56-58 Miller), *Transactions Covered under the Truth in Lending Act*, in RALPH J. ROHNER & FRED H. MILLER, "TRUTH IN LENDING 56-58 (2000); Ralph J. Rohner & Fred H. Miller, *Determining the Finance Charge*, in RALPH J. ROHNER & FRED H. MILLER, "TRUTH IN LENDING 128-129 (2000)". 貸付真実法一六六六一条 (ロ) が金融料に該當しなるといふのは、「割引」のみだからである (Rohner & Miller, *supra* note 9 at 733 note 220)。州法の金利規制との関係を論ずる文献として Gene C. Lynch, *Consumer Credit at Ten Per Cent Simple: The Arkansas Case*, 1968 U. LL. L. REV. 592 (1968)。

(23) *The Cash Discount Act: Hearing: Before the Subcommittee on Consumer Affairs of the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, United States Senate 98th Congress 2d Session (1984): Credit Card Surcharge Ban: Hearing on H.R.5026 and S.2336 Before the Subcommittee on Consumer Affairs and Coinage of the Committee on Banking, Finance and Urban Affairs, House of Representatives 98th Congress 2d Session (1984)参照。*

(24) *Hearing on H.R.5026 and S.2336, supra* note 23 at 50 (Statement of Anne Price Fortney).

(25) *Hearing on H.R.5026 and S.2336, supra* note 23 at 9 (Statement of Hon. Alfonso M. D'Amato)。カード半額以上乗せり利益を得ることは、カード会社で「おまぐせ」消費者で「おまぐせ」悪質な加盟店だけであるとする委員長 (Chairman Amunzio) の発言が見られる (Id.25) ㉞。

(26) Rohner & Miller, *supra* note 9 at 733 note 222.

(27) たいやんす ANN. CAL. CODES CAL. CIV. CODE § 1748.1 (a) (West, 1998); CONN. GEN. STAT. ANN. § 42-133f (a) (West, 2000); COLO. REV. STAT. 5-2-212(1) (Bradford Pub. 2002); CONSOLIDATED LAWS OF N.Y. ANN. § 518 (West, 1996); OKLA. STAT. ANN. 2-211 (West, 1996)。ただし、オクラホマ州法の注釈によれば、連邦法の期限切れにより、オクラホマ州法を改正しなければならぬからかきつれならぬコメントしている。

なお、現金割引についても、州法との関係が問題となることがある。ガンリン販売の現金割引について、Drew v. Tidwell, *Pre-emption of State Disclosures by the Truth in Lending Act*, 40 BUS. LAW. 933, 950 (1985)。また、法改正前の事例で、現在は問題とならぬが、Texaco Inc. v. Hughes, 572 F.Supp.1 (D. Md. 1982) 参照。

(28) Rohner & Miller, *supra* note 9 at 731.

- (29) Rohner & Miller, *supra* note 9 at 731. たゞし、*People v. Mirjic*, 4 N.Y. 2d 320, 151 N.E. 2d 180, 175 N.Y.S. 2d 16 (1958) (割引前の価格を高く見せかけて「現金割引しているように見せかけた」) ; *Tashof v. FTC*, 437 F.2d 707 (D.C. Cir. 1970) (割引前の価格を表示せず、割引価格のみを表示した) ; *Walker v. Wallace Auto Sales Inc.*, 155 F.3d 927 (7th Cir. 1998) (手数料を含めるため、価格を高く設定した) 参照。
- (30) *Truth in Lending Act* § 103 (x), 15 U.S.C.A. § 1602 (x) 試訳「本条及び本節一六六六条で用いられる際、「標準価格」という用語は「このものを意味する。」
- 唯一の価格が値札によってつけられ、もしくは表示されているならば、その商品もしくはサービスに課せられる、値札によってつけられ、もしくは表示された価格。または、
- (一) 価格が値札によってつけられず、もしくは表示されず、もしくは(二)一つは、支払いがオープン・エンド・クレジット・プラン、もしくはクレジット・カードの使用によってなされるときに課されるものとし、もう一つは、支払いが現金、小切手、もしくは類似の手段の使用によってなされるときに課されるものとして、二つの価格が値札によってつけられ、もしくは表示されているならば、支払いがオープン・エンド・クレジット・プラン、もしくはクレジット・カードの使用によってなされるべきの価格。
- この定義の目的のため、オープン・エンド・クレジット・プラン、もしくはクレジット・カード所持人のオープン・エンド・アカウントから借り入れる結果になる小切手、手形、もしくはその他の流通証券による支払いは、そのプラン、もしくはそのアカウントの使用によってなされる支払いとはみなさない。」(文章を分け、改行した)
- (31) *Truth in Lending Act* § 103 (g), 15 U.S.C.A. § 1602 (g) 試訳「本節の一六六六条で用いられる「割引 (discount)」という用語は、標準価格からの減額を意味する。本節の一六六六条で用いられる「割引」という用語は、手数料上乗せを意味しない。」
- (32) *Truth in Lending Act* § 103 (g), 15 U.S.C.A. § 1602 (g) 試訳「本条、及び本節の一六六六条で用いられる「手数料上乗せ (surcharge)」という用語は、現金、小切手、もしくはその他の類似の手段によって支払う客には課されない、カード所持者に対する標準価格からの引き上げのすべてを意味する。」
- (33) Rohner & Miller, *supra* note 9 at 731.
- (34) *Id.* 731-732.
- (35) *Staic by Abrams v. Camera Warehouse, Inc.*, 130 Misc. 2d 498, 496 N.Y.2d 659 (1985); ニュー・ヨーク州以外の住民に対する手数料上乗せもニュー・ヨーク州法の規制の対象になると判示した。



(36) *People v. Fulvio*, 136 Misc. 2d 334, 517 N.Y.2d 1008 (1987)。ただし、本件における被告人の行為が明確に構成要件に該当するとはいえないというニュアンスもある。その上で、この判決にもかかわらず、売主に対しカード手数料上乗せを禁ずるニューヨーク州一般ビジネス法 (General Business Law) 五一八条は、廃止されておらず、依然として現行法である (前掲注 (27) 参照)。

(37) 12 C.F.R. Pt.226, Suppl.1, 226.9 (d)1, Regulation Z § 226.9(d) (1)。

(38) *Joseph K. Heselson & James A. McCaffrey & Fred H. Miller, Truth in Lending Disclosure in Open and Closed End Credit*, 9 OKLA. CITY U. L. REV. 17, 31 (1984); *D. Edwin Schneider, Truth in Lending Developments in 1985*, 41 BUS. LAW. 1057, 1058 (1986); *Gibson v. Bob Watson Chevrolet-Geo. Inc.*, 112 F.3d 283 (7th Cir. 1997); *Brown v. Coleman Investments*, 993 F.Supp. 439 (M.D.La.1998)。ただし、カード手数料上乗せが、現在、技術的に合法である一方で、そのようなカード手数料上乗せが金融料から排除されないのは、極めて奇妙だ (oddly enough) とするものとして、ROBERT J. HOLZ, ADVISING BANKS ON CONSUMER CREDIT REGULATION AND LEGISLATION, ALPI II-CLE 16,78 (1993)。

(39) なお、現金取引とカード取引に等しく課される手数料上乗せは金融料ではないけれども、金融される金額の一部を構成する第三者の手数料を上乗せした事実が、開示されなければならぬ (*Brisler v. All Star Chevrolet, Inc.*, 986 F.Supp. 1003 (E.D. La.1997))。

(40) *Rohner & Miller, supra note 9 at 733*。

(41) カード手数料上乗せは、異なるカード会社のカードに異なる手数料を課すことを認めるのに対して、現金割引は現金価格とカード価格の統一的な違いを認めるにすぎない、という指摘がある (*Carlton & Frankel, supra note 4 at 660 note 40*)。

(42) *Rohner & Miller, supra note 9 at 734*。

(43) 手元これをそのまま表示統計的資料はないが、たとえば、フルプライト奨学制度で知られる日米教育委員会発行の文献には次のような記述がある。すなわち、アメリカでの治安に関連して「多額のお金や貴重品は持ち歩かないこと。たとえば、アメリカでは、五〇ドルは多額の範囲に入ります。・・・旅行をする場合には、トラベラーズチェックかクレジットカードを用いるのが賢明です」(日米教育委員会「二〇〇二年版アメリカ留学オリエンテーション・ハンドブック」(アルク・二〇〇一年) 八四頁)。

(44) *Carlton & Frankel, supra note 4 at 660 note 40* には、「おそらくは加盟店手数料の料率の違いを理由として商品購入者に他社のカードの使用を勧めていた加盟店との加盟店契約をカード会社が解除した事例が引用されている。カード会社は、通常、加盟

店契約において、加盟店が他社のカードの使用者と自社のカードの使用者を「差別 (discriminate)」してはならないと定めている。

(45) たとえば、ガソリンスタンドにおいて、リットルあたりの価格が現金による支払いとカードによる支払いで異なることがある。これは、わが国においては定義がないので厳密にはどちらか確定できないけれども、カード手数料を上乗せしているか、または現金割引をしていると評価できる。

(46) 先に述べたとおり、「カード会員とその他の顧客の差別禁止条項」はカード会社の利益を守るために定められており、カード会社が自主的に撤廃する可能性は極めて低い。たとえば、アメリカでは、カード会社は、現金割引をすること自体、カード使用者に対する不当な差別だと主張している (*Hearing on H.R.7340, supra note 12 at 136-137/Statement of David A. Huener on behalf of VISA U.S.A. Inc.*)。

(47) *People v. Fulvio*, 136 Misc. 2d 334, 517 N.Y.2d 1008 (1987); *People v. Fulvio*, 135 Misc. 2d 93, 514 N.Y.2d 594 (1987).

(48) 注 (36) も参照。

(49) たしかに消費税、付加価値税の類が導入されている場合、購入者が支払う金額は、商品の価格として表示されている価格よりも高い。この点で、カード手数料上乗せと類似性を有しているけれども、問題は異なる。消費税等は、当然、法制度として購入者が予期すべき増額であるのに対し、カード手数料上乗せは、本文に述べたように、購入者が予期しない増額であるからである。ただし、かりにカード手数料上乗せが、カード使用に当然に伴うものと一般に認識される状況になれば、別の考慮が必要になるだろうが、現在はそのように評価できない。

(50) *People v. Fulvio*, 136 Misc. 2d 334, 517 N.Y.2d 1008 (1987); *People v. Fulvio*, 135 Misc. 2d 93, 514 N.Y.2d 594 (1987).

【付記】 本稿はアメリカ合衆国滞在中に執筆された。したがって、邦語文献の引用が不十分である点をお断りしなければならない。  
The author would like to express his appreciation to Michigan State University-Detroit College of Law, where this article was written.

【追記】 帰国後、校正の段階で、養輪靖博「『市場の保護』とクレジットカード取引法—アメリカの加盟店契約規制を参考として—」九州産業大学商経論叢四二巻四号八七頁以下 (二〇〇二年) に接した。 [平成一四年一月]